



# 島根県報

令和3年3月2日（火）

第 187 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(障 が い 福 祉 課)	2
自立支援医療機関の指定の更新		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(       "       )	2
自立支援医療機関の指定		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(       "       )	3
自立支援医療機関の名称の変更		
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(       "       )	3
補助金等交付規則第3条の規定により「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金の交付の対象等を定める告示	(観 光 振 興 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(中 小 企 業 課)	4
土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	5
土砂災害警戒区域の指定	(       "       )	6
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(       "       )	7
土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	(       "       )	7

### 【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	(警 察 本 部)	8
-------------------------------	-----------	---

**告 示****島根県告示第138号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定期 間
大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	令和3年3月30日から 令和6年3月29日まで

**島根県告示第139号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
リベラル合同会社	訪問介護	リベラル訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町上西蓮花畑11-2	令和3年3月1日

**島根県告示第140号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	更 新 年 月 日
名 称	所 在 地		
さとうクリニック	出雲市平田町989-1	精神通院医療	令和3年2月1日
日星薬局斐川店	出雲市斐川町上直江1421-13	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和3年2月13日

**島根県告示第141号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
訪問看護ステーションまめナース	松江市美保関町下宇部尾133-6	精神通院医療	令和3年2月5日

#### 島根県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
雲南市国民健康保険掛合診療所	雲南市立病院附属掛合診療所	雲南市掛合町1312	精神通院医療	平成31年4月1日

#### 島根県告示第143号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
江津市松川町上河戸692-18から692-20まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 島根県告示第144号

令和3年島根県告示第86号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町川本2672-1	大畑 コユキ

## 島根県告示第145号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸山達也

## 1 補助金等の名称

「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金

## 2 交付の目的

島根県又は鳥取県の県民が島根県内（以下「県内」という。）の宿泊施設を利用した場合に、その経費の一部を支援することにより県内の宿泊施設を満喫してもらうとともに、本県の魅力を広く情報発信してもらい新型コロナウイルス感染症の影響を払拭し観光再生を図ることを目的とする。

## 3 事業の内容、交付対象者、補助対象経費及び交付の率等

事業の内容	交付対象者	補助対象経費	交付の率等
島根県又は鳥取県の県民による島根県内の宿泊施設の利用助成事業	県内の宿泊事業者	令和3年3月1日から同年3月31日までの間に島根県又は鳥取県の県民が利用した県内の宿泊施設の宿泊料	(1) 交付の率 補助対象経費の2分の1 (2) 交付の限度額 施設ごとに利用者1人1泊当たり5千円

## 島根県告示第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年3月2日

島根県知事 丸山達也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ松江東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋798-4外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52

## (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年10月17日

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,829平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

260台（建物敷地駐車場：126台、建物西側隣地駐車場：134台）

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

83台（建物南側）

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
180平方メートル（建物西側及び南側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
25.1立方メートル（建物西側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時から午後10時まで
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後10時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
6か所（建物敷地駐車場：4か所、建物西側隣地駐車場：2か所）
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午前9時まで（建物南側）  
午前6時から午後9時まで（建物西側）
- 2 届出年月日  
令和3年2月16日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
    - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - エ 意見の内容
    - オ 意見を述べる理由
  - (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成22年島根県告示第207号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称  
海士町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊

宇受賀命神社北、宇受賀A、宇受賀B、宇受賀C、宇受賀D、宇受賀E、宇受賀、宇受賀F、宇受賀G、宇受賀H、東A、東B、東C、東D、海士小学校西、東E、東、海士小学校南、農村公園西、農村公園東、東上口、明屋海岸西、豊田A、豊田B、豊田C、豊田D、保々見A、保々見神社東、保々見B、保々見、知々井A、知々井B、知々井、手島、御波A、御波東、御波、布施神社西、布施、今浦、御波B、日須賀A、日須賀B、須賀、多井、崎A、崎B、崎1、崎C、崎D、丸谷、崎E、日ノ津、西A、西B、西C、西D、西E、西F、中里A、中里B、役場裏、中里、中里C、中里D、中里E、中里F、中里G、中里H、清次浜、北分A、北分B、北分C、北分D、ヘリポート西、北分E、北分F、北惣神社北B、北分3、北惣神社北A、北分G、北分1、北惣神社西、北惣神社南A、福井A、福井B、福井C、福井D、福井E、福井F、福井G、菱浦A、菱浦B、菱浦C、菱浦D、菱浦5、菱浦、菱浦4、菱浦1、先灘、菱浦E

(2) 土石流

長崎川、郷川、真奥川、諏訪川A、諏訪川B、清水川、豊田谷、海士坂川A、海士坂川B、長井手川、保々見A、保々見B、保々見C、北谷川、保々見D、知々井、奥山川B、奥山川A、奥山川C、手島川、東手島谷、知々井手島川、御波A、下毛川A、下毛川B、長畑川A、長畑川B、赤石向、御波B、赤石川、御波C、イカガ谷川、南御波谷、御波D、多井川左支溪、多井川、多井川右支溪、多井坂川A、多井坂川B、高平川、三保川A、三保川B、崎、須賀A、須賀B、須賀C、須賀谷、日ノ津川、福井川右支溪、国原川、天ヶ谷川、天ヶ谷川右支溪、横手川、中里川A、中里川B、中里川C、御神尻川、諏訪川左支溪A、諏訪川左支溪B、福井谷川右支溪、福井谷川、宮田川、藤山川、福井、井尻川C、井尻川B、井尻川A、菱川、井尻川D、井野川、菱浦

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び海士町役場において一般の縦覧に供する。）

---

島根県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

海士町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

宇受賀命神社北、宇受賀A、宇受賀B、宇受賀C、宇受賀D、宇受賀E、宇受賀、宇受賀F、宇受賀G、宇受賀H、東A、東B、東C、東D、海士小学校西、東E、東、海士小学校南、農村公園西、農村公園東、東上口、明屋海岸西、豊田A、豊田B、豊田C、豊田D、保々見A、保々見神社東、保々見B、保々見、知々井A、知々井B、知々井、手島、御波A、御波東、御波、布施神社西、布施、今浦、御波B、日須賀A、日須賀B、須賀、多井、崎A、崎B、崎1、崎C、崎D、丸谷、崎E、日ノ津、西A、西B、西C、西D、西E、西F、中里A、中里B、役場裏、中里、中里C、中里D、中里E、中里G、中里H、清次浜、北分A、北分B、北分C、北分D、ヘリポート西、北分E、北分F、北惣神社北B、北分3、北惣神社北A、北分G、北分1、北惣神社西、北惣神社南A、福井A、福井B、福井D、福井E、福井F、福井G、菱浦A、菱浦B、菱浦C、菱浦D、菱浦5、菱浦、菱浦4、菱浦1、先灘、菱浦E

(2) 土石流

長崎川、郷川、真奥川、諏訪川A、諏訪川B、清水川、豊田谷、海士坂川A、海士坂川B、長井手川、保々見A、保々見B、保々見C、北谷川、保々見D、知々井、奥山川B、奥山川A、奥山川C、手島川、東手島谷、知々井手島

川、御波A、下毛川A、下毛川B、長畑川A、長畑川B、赤石向、御波B、赤石川、御波C、イカガ谷川、南御波谷、御波D、多井川左支溪、多井川、多井川右支溪、多井坂川A、多井坂川B、高平川、三保川A、三保川B、崎、須賀A、須賀B、須賀C、須賀谷、日ノ津川、福井川右支溪、国原川、天ヶ谷川、天ヶ谷川右支溪、横手川、中里川A、中里川B、中里川C、御神尻川、諏訪川左支溪A、諏訪川左支溪B、福井谷川右支溪、福井谷川、宮田川、藤山川、福井、井尻川C、井尻川B、井尻川A、菱川、井野川、菱浦

### 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び海士町役場において一般の縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第219号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 解除に係る市町村の名称

出雲市

#### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

姉谷B

#### 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

#### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

姉谷B

#### 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月2日

## 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

海士町

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

宇受賀命神社北、宇受賀A、宇受賀B、宇受賀C、宇受賀D、宇受賀E、宇受賀、宇受賀F、宇受賀G、宇受賀H、東A、東B、東C、東D、海士小学校西、東E、東、海士小学校南、農村公園西、農村公園東、東上口、明屋海岸西、豊田A、豊田B、豊田C、豊田D、保々見A、保々見神社東、保々見B、保々見、知々井A、知々井B、知々井、手島、御波A、御波東、御波、布施神社西、布施、今浦、御波B、日須賀A、日須賀B、須賀、多井、崎A、崎B、崎1、崎C、崎D、丸谷、崎E、日ノ津、西A、西B、西C、西D、西E、西F、中里A、中里B、役場裏、中里、中里C、中里D、中里E、中里G、中里H、清次浜、北分A、北分B、北分C、北分D、へりポート西、北分E、北分F、北惣神社北B、北分3、北惣神社北A、北分G、北分1、北惣神社西、北惣神社南A、福井A、福井B、福井D、福井E、福井F、福井G、菱浦A、菱浦B、菱浦C、菱浦D、菱浦5、菱浦、菱浦4、菱浦1、先灘、菱浦E

## (2) 土石流

海士坂川B、保々見D、奥山川B、下毛川A、下毛川B、赤石向、南御波谷、多井川右支溪、須賀A、国原川、横手川、藤山川

## 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び海士町役場において一般の縦覧に供する。）

**公 安 委 員 会 告 示**

## 島根県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和3年3月2日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	令和3年6月3日（木）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和3年7月24日（土）午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務2級	学科試験	令和3年6月3日（木）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和3年7月10日（土）午前8時30分から午後5時まで	

## 2 実施場所

## (1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

## (2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。</li> <li>○ 空港に関すること。</li> <li>○ 空港保安警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 空港保安警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 空港保安警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 空港に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 空港保安警備業務1級

- 島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

令和3年5月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

## ア 空港保安警備業務1級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

## (4) 添付書類

- a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- d 4の(1)のイに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
- e 4の(1)のロに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## イ 空港保安警備業務2級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

## (4) 添付書類

- a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

## (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

## 8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。